

移住支援金の申請を予定されている東京圏から移住された方へ

秩父別に移住し就業した方は 移住支援金 がもらえます！

世帯 100 万円、単身 60 万円



キュービックコネクション



キッズスクエアちっくる

秩父別町

北海道の北西部に位置する秩父別町は、面積の約 7 割が田畑で、お米やブロッコリーなどの栽培が盛んです。「子ども子育て応援宣言」のまちとして出産祝い金等のさまざまな支援を行っており、屋外遊戯場「キュービックコネクション」や屋内遊戯場「キッズスクエアちっくる」などの無料施設があります。また、移住・定住支援としての新築住宅取得補助金や住宅リフォーム助成など、様々な支援制度があります。

東京 23 区在住者・
23 区への通勤者



**移住支援金をご希望の方は、
転入後速やかにご連絡ください。**

移住支援金の対象者

次の①、②、③すべてに該当する方が対象となります。

- ① 直近の 10 年間のうち通算 5 年以上、東京 23 区内または東京圏^{※1}（条件不利地域^{※2}を除く）の在住者であり、東京 23 区内への通勤^{※3}をしていた方
- ② 移住する直前に連続して 1 年以上、東京 23 区内または東京圏（条件不利地域を除く）の在住者であり、東京 23 区内への通勤をしていた方（東京 23 区内の通勤の期間については、住民票を移す 3 か月前までを当該 1 年の起算点とすることができる）
- ③ 北海道が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人^{※4}に新規就業した方

※1 東京圏 ※2 条件不利地域 ※3 通勤 それぞれ裏面に記載しております。

▶ 移住支援金の詳細はHPでご案内しております。

(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/ui-turn/H31wakuwaku.htm>)

移住支援金に関するお問い合わせはこちら

秩父別町役場企画課企画グループ

北海道雨竜郡秩父別町 4101 番地

TEL 0164-33-2111

メール kikakuka@chippubetsu.jp

U I J ターン新規就業支援事業における秩父別町移住支援金交付要綱

交付要件	交付までの流れ	交付額
<p>【移住元に関する要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直近の10年間のうち通算5年以上、東京23区内または東京圏（条件不利地域を除く）の在住者であり、東京23区内への通勤をしていたこと。 ・直近で連続して1年以上、東京23区内または東京圏（条件不利地域を除く）の在住者であり、東京23区内への通勤をしていたこと（東京23区内の通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる）。 	<ol style="list-style-type: none"> 1、就職後1箇月以内に予備登録申請を行うこと 2、転入後3箇月以上1年以内に交付申請を提出すること（就業先に連続して3箇月以上在職していること） 3、交付申請認定後交付金支給 	<ul style="list-style-type: none"> ・単身の申請 60万円 ・世帯の申請 100万
<p>【移住先に関する要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成31年4月1日以降に秩父別町へ転入したこと。 ・移住支援金の申請時において、転入後3か月以上1年以内であること ・移住支援金の申請日から5年以上継続して居住すること。 <p>【就職に関する要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。 ・北海道が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している就業先であること。 ・就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業ではないこと。 ・週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、3か月以上在職していること。 ・求人への応募日がマッチングサイトの掲載日以降であること。 ・転勤、出向、出張ではなく新規の雇用であること。 <p>【起業に関する要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・秩父別町へ転入後1年以内に地域課題解決型企業支援事業費補助金の交付決定を受けていること。 <p>【世帯に関する要件】（世帯向けの申請者のみ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。 ・申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。 ・申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、平成31年4月1日以降に秩父別町へ転入したこと。 ・申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後3箇月以上1年以内であること。 <p>【その他の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本人、または在留資格を持つ外国人であること。 ・地方税等の公租公課の滞納がないこと。 ・暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係有するものでないこと。 	<p>※1 東京圏</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県 <p>※2 条件不利地域とは</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「過疎地域自立促進特別措置法」「山村振興法」「離島振興法」「半島振興法」「小笠原諸島振興開発特別措置法」の対象地域を有する市町村（政令指定都市を除く。） <p>【一都三県の条件不利地域の市町村】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都：檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村 ・埼玉県：秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、神川町 ・千葉県：館山市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、東庄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町 ・神奈川県：山北町、真鶴町、清川村 <p>※3 通勤</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用者としての通勤にあつては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る <p>移住・定住支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・結婚祝い金支給事業 ・住宅用地取得助成 ・新築住宅取得補助金 ・秩父別町住宅リフォーム助成 ・移住体験の実施（なつみの里、移住体験住宅） ・合併処理浄化槽設置費用の助成 ・ふるさと回帰同窓会開催助成 ・新婚、子育て世帯家賃助成 ・新婚、子育て世帯引越費用助成 ・町内就業者定住促進家賃助成 ・町営住宅の設備充実 <p>※他にも様々な支援を行っていますので、詳細は秩父別町ホームページをご覧ください。</p> <p>(URL) http://www.town.chippubetsu.hokkaido.jp/</p>	